

四日市市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第35号

四日市市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市自転車等放置防止条例施行規則（昭和61年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還の措置)</p> <p>第11条 条例第13条第2項又は第14条第3項の規定に基づき、<u>利用者</u>等の確認ができた自転車等については、引取通知書（第6号様式）により当該自転車等の<u>利用者</u>等に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。</p>	<p>(返還の措置)</p> <p>第11条 条例第13条第2項又は第14条第3項の規定に基づき、<u>利用者</u>の確認ができた自転車等については、引取通知書（第6号様式）により当該自転車等の<u>利用者</u>に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。</p>
<p>(費用の額)</p> <p>第14条 条例第15条に規定する費用の額は、千円とする。</p> <p>2 条例第15条ただし書の規定による減免の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 盗難届により当該自転車等が盜難に遭ったものであることが判明した場合</p> <p>(2) 前項の他市長が特に必要と認めた場合</p>	
<p>(手数料免除の範囲)</p> <p>第14条 条例第15条ただし書の規定</p>	

による免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 盜難届により当該自転車等が盜難に遭ったものであることが判明した場合
- (2) 前項の他市長が特に必要と認めた場合

第3号様式を次のように改める。

No. \_\_\_\_\_

警 告 書

この自転車・原動機付自転車は、自転車等放置禁止区域に置かれて  
いますので、直ちに移動させてください。

このまま放置されると、四日市市自転車等放置防止条例の規定に基づき、保管場所へ移動し、引取時に自転車1,500円、原動機付自転車2,000円の手数料を徴収します。

年 月 日

四日市市長 印

放 置 場 所

自転車等の特徴

確 認 日 時 月 日 時 分

移 動 日 時 月 日 時 分

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

No. \_\_\_\_\_

引取通知書

あなたの自転車・原動機付自転車は、四日市市自転車等放置防止条例の規定に基づき、保管場所へ移動しましたので、下記により速やかに引き取られるよう通知します。

なお、引取時に自転車1,500円、原動機付自転車2,000円の手数料がかかります。

※保管期間経過後は不用物件として処分します。

年　　月　　日

四日市市長

印

記

返還手続窓口

取扱日時

保管期間　　年　月　日まで

その他の

引取時には、引取通知書、身分を証明するもの、自転車等の鍵など必要なものを持参してください。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部道路管理課)